

令和7年10月15日

市郡地区医師会長 様

一般社団法人 広島県医師会
会長 松 村 誠

かかりつけ医機能報告制度の円滑な実施について（協力依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の会務諸事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月10日（水）開催の「市郡地区医師会かかりつけ医機能担当理事連絡協議会」において、広島県より「かかりつけ医機能報告の内容」及び「協議の場」に関する説明がありました。

このことに関して、本会に対し、別紙のとおり協力依頼が届きました。

については、今後、行政から本制度に関して相談や依頼がありましたら、対応協力に付きご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、併せて本会から以下の二点につきましてご協力をお願い申し上げます。

1. 制度の周知徹底について

貴会会員へ、令和8年1月からの報告開始に向け、制度の周知にご協力をお願いいたします。

2. 修了申請承認業務について

日本医師会「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了申請に関し、各地区医師会において承認業務を担っていただくこととなります。円滑な処理に向けてお力添えくださいますようお願い申し上げます。

本制度は、地域住民に対する医療提供体制の強化に直結するものであり、各地区医師会のご理解とご協力が不可欠であります。なにとぞ趣旨をご賢察のうえ、ご対応くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

広島県医師会地域医療課（中島・善倉）
〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3
TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
E-mail chiiki@hiroshima.med.or.jp

令和7年10月9日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
医療介護政策課

かかりつけ医機能の確保に係る協議について（依頼）

このことについて、本県では、令和8年7月頃から、医療法第30条の18の5に基づいて、地域の「協議の場」において、医療関係者や市町等と認識を共有しながら、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について、検討を行うこととしております。

ついては、この制度を一層意義あるものにするため、貴会員における「かかりつけ医機能の報告」及び「協議の場」等への御理解・御協力について、特段の御配慮をいただきますよう、お願いします。

担 当：健康福祉局医療介護政策課

医療・介護連携グループ

電 話：082-513-3206（ダイヤルイン）

E-mail: fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者 白石、木戸秋）

